（金銭債権の評価）

第十二条　未収金及び貸付金その他の金銭債権については、徴収不能のおそれがある場合には、貸倒引当金として当該徴収不能の見込額を控除するものとする。

2　前項の場合にあっては、取得価額から貸倒引当金を控除した金額を貸借対照表価額とする。

（出資金）

第十三条　出資金には、持分の定めのある医療法人に社員その他法人の出資者が出資した金額を計上するものとする。

（基金）

第十四条　基金には、医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第三十条の三十七の規定に基づく基金（同令第三十条の三十八の規定に基づき返還された金額を除く。）の金額を計上するものとする。

（積立金）

第十五条　積立金には、当該会計年度以前の損益を積み立てた純資産の金額を計上するものとする。

2　積立金は、設立等積立金、代替基金及び繰越利益積立金その他積立金の性質を示す適当な名称を付した科目をもって計上しなければならない。

（評価・換算差額等）

第十六条　評価・換算差額等は、次に掲げる項目の区分に従い、当該項目を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。

一　その他有価証券評価差額金（純資産の部に計上されるその他有価証券の評価差額をいう。）

二　繰延ヘッジ損益（ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで繰り延べられるヘッジ手段に係る損益又は時価評価差額をいう。）

第三章　損益計算書

（損益計算書の表示）

第十七条　損益計算書は、当該会計年度に属する全ての収益及び費用の内容を明瞭に表示しなければならない。

2　損益計算書は、様式第二号により記載するものとする。

（損益計算書の区分）

第十八条　損益計算書は、事業損益、経常損益及び当期純損益に区分するものとする。

（事業損益）

第十九条　事業損益は、本来業務事業損益、附帯業務事業損益及び収益業務事業損益に区分し、本来業務（医療法人が開設する病院、医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所又は介護老人保健施設に係る業務をいう。）、附帯業務（医療法人が行う法第四十二条各号に掲げる業務をいう。）又は収益業務（法第四十二条の二第一項に規定する収益業務をいう。以下同じ。）の事業活動（次条において「事業活動」という。）から生ずる収益及び費用を記載して得た各事業損益の額及び各事業損益の合計額を計上するものとする。

（経常損益）

第二十条　経常損益は、事業損益に、事業活動以外の原因から生ずる損益であって経常的に発生する金額を加減して計上するものとする。

（当期純損益）

第二十一条　当期純損益は、経常損益に、特別損益として臨時的に発生する損益を加減して税引前当期純損益を計上し、ここから法人税その他利益に関連する金額を課税標準として課される租税の負担額を控除した金額を計上するものとする。

第四章　補則

（貸借対照表等に関する注記）

第二十二条　貸借対照表等には、その作成の前提となる事項及び財務状況を明らかにするために次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一　継続事業の前提に関する事項

二　資産及び負債のうち、収益業務に関する事項

三　収益業務からの繰入金の状況に関する事項

四　担保に供されている資産に関する事項

五　法第五十一条第一項に規定する関係事業者に関する事項

六　重要な偶発債務に関する事項

七　重要な後発事象に関する事項

八　その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、医療法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十四号）の施行の日（平成二十九年四月二日）から施行する。

（社会医療法人債を発行する社会医療法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第二条　社会医療法人債を発行する社会医療法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年厚生労働省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第三十五条中「資本剰余金、利益剰余金」を「積立金」に改める。

第三十六条を次のように改める。

第三十六条　削除

第三十七条を次のように改める。

第三十七条　積立金は、次に掲げる項目の区分に従い、当該積立金を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。

一　設立等積立金（医療法人の設立等に係る受贈益の金額及び持分の定めのある社団たる医療法人が持分の定めのない社団たる医療法人へ移行した場合に受贈益に準ずるものとして純資産の振替を行った金額をいう。）

二　代替基金（基金（医療法施行規則第三十条の三十七に規定する基金をいう。）の返還に伴い、代替基金として計上された基金に相当する額をいう。）

三　繰越利益積立金

四　特定目的積立金

2　特定目的積立金は、社員総会又は評議員会若しくは理事会の決議に基づく設定目的を示す科目をもって掲記しなければならない。

別表資本剰余金の項を削り、同表利益剰余金の項を次のように改める。

積立金	設立等積立金	医療法人の設立等に係る受贈益の金額及び持分の定めのある社団たる医療法人が持分の定めのない社団たる医療法人へ移行した場合に受贈益に準ずるものとして純資産の振替を行った金額
	代替基金	基金の返還に伴い計上された基金に相当する額
	○○積立金	社員総会又は評議員会若しくは理事会の決議により積み立てた額（目的が明確になるよう具体的な名称を付す。）
	繰越利益積立金	損益計算の結果生じた純利益の累積額のうち、設立等積立金、代替基金及び○○積立金以外の金額